

手配旅行取引条件説明書面

株式会社湘南国際村協会
(湘南国際村センター)

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-39

神奈川県知事登録旅行業第 3-861 号

旅行業務取扱管理者 齊藤 明洋

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面及び旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

1. 手配旅行

「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎをすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるよう手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行代金

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用(以下「旅行費用」という)および当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金および取消手続料金を除く)をいいます。
- (2) 旅行費用および旅行業務取扱料金は企画書兼見積書に明示いたします。また、旅行業務取扱料金は旅行業を取扱う営業所に掲示しております。
- (3) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。従いまして満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスを提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、所定の旅行業務取扱料金を支払わなければならないなりません。

3. 契約の申込み

当社が旅行者に交付した企画書兼見積書記載の手配内容にて契約を申込みとする旅行者は、当社所定の申込書を提出していただきます。

4. 契約の成立および申込金の扱い

- (1) 当社手配旅行業務の定めにかかわらず、申込金を受領していない場合においても、当社が申込書を受領した時に契約が成立したものといたします。従いまして、当社から契約の申込みに対する承諾の通知を致しませんので予めご了承ください。
- (2) お申込みにより成立した旅行契約を証する書面(以下、「契約書面」という)は、企画書兼見積書、申込書(お客様控え)および本取引条件説明書となりますので、大切に保存下さい。
- (3) お申込み時に申込金を受領した場合は、これを旅行代金、取送料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取扱います。

5. 乗車券および宿泊券等の特別

当社は上記 3.および 4.の規定にかかわらず、運送サービスまたは宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、手配旅行契約は当社が口頭または書面で契約の締結を承諾したときに成立するものといたします。

6. 契約内容の変更

- (1) 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- (2) 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際運送・宿泊機関等に支払うべき取送料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければならないなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものといたします。

7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金は原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払い頂きます。これによらない場合のお支払い時期・方法は、契約書面に具体的に明示します。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加または減少は、旅行者に帰属するものといたします。

8. 旅行代金の精算

当社は、実際必要とした旅行代金と既に支払った、あるいはお支払いいただくこととなっている旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算もしくはご請求額を減免いたします。

9. 旅行代金に含まれるもの

企画書兼見積書に明示した利用運送機関の運賃、有料道路代、駐車場料金、旅行業務取扱手数料

10. 旅行代金に含まれないもの

往路出発地及び復路到着地からのご自宅等への交通費

11. 団体・グループ手配

当社は、同じ旅程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成者」という)により構成される団体・グループがその責任ある代表者(以下「契約責任者」という)を定めて申し込んだ手配旅行契約については、以下により取扱います。

- (1) 当社は、構成者が定めた契約責任者が構成者の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引を当該契約責任者との間で扱います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければならないなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

12. 旅行契約の解除

(1) 旅行者は、いつでも手配旅行の全部または一部を解除することができます。旅行者が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けれます。

- ① 旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに係る旅行費用。
 - ② 旅行者が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、違約料その他の旅行サービス提供機関等に支払わなければならない費用。
 - ③ 取扱料金および取消手続料金。
- (2) 旅行者は、当社の責めに帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。これにより契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を除いて、既に受けた旅行代金を旅行者に払い戻します。
- (3) 当社が旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、手配旅行契約を解除することがあります。これにより契約が解除されたときは、旅行者は、未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、所定の取消手続料および当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならないなりません。

13. 当社の責任

- (1) 当社は当社または手配旅行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めに任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配旅行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円(当社が故意又は、重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

14. 旅行者の責任

- (1) 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければならないなりません。
- (2) 旅行者は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配旅行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければならないなりません。

15. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合には、直ちに契約書面等により予めお知らせした連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

16. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただき、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

17. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手番改行契約の部）に定めるところによります。

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。
このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。尚、本旅行に参加するために必要な資格はございません。また、旅行地の安全衛生情報及びその取得方法につきましては、当協会へお問い合わせください。